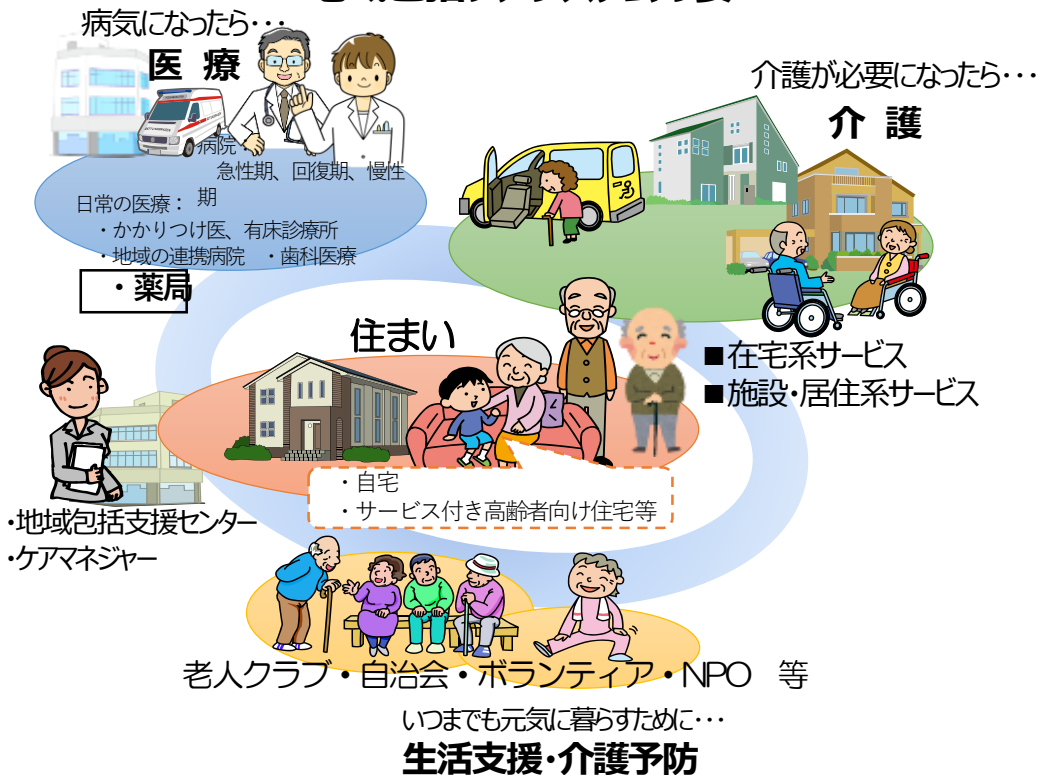


1 法改正の背景 薬剤師・薬局を取り巻く環境の変化

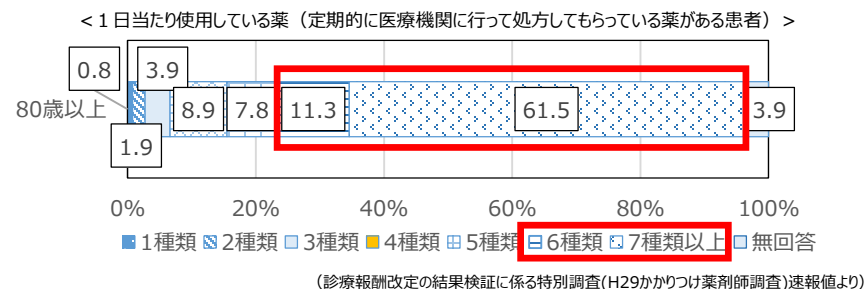
- 近年、高齢化が進展し、新薬等の開発が進む中、多剤投与による副作用の懸念の高まり、薬物療法において特に副作用に注意を要する疾病（がん、糖尿病等）を有する患者の外来治療へのシフトなどが見られる。
- 医療機関の機能分化、在宅医療や施設・居住系介護サービスの需要増等が進展する中で、患者が地域で様々な療養環境（入院、外来、在宅医療、介護施設など）を移行するケースが増加している。
- 薬剤師・薬局は、このような状況の変化に対応し、地域包括ケアシステムを担う一員として、医療機関等の関係機関と連携しつつ、その専門性を発揮し、患者に安全かつ有効な薬物療法を切れ目なく提供する役割を果たすことが求められている。

地域包括ケアシステムの姿



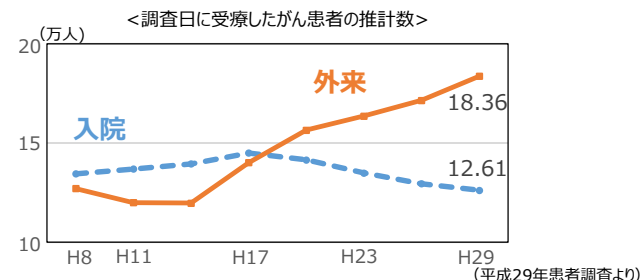
多剤投与の実態

・80歳以上の患者の7割超が、6種類以上の薬を服用。



外来で治療を受けるがん患者数の増加

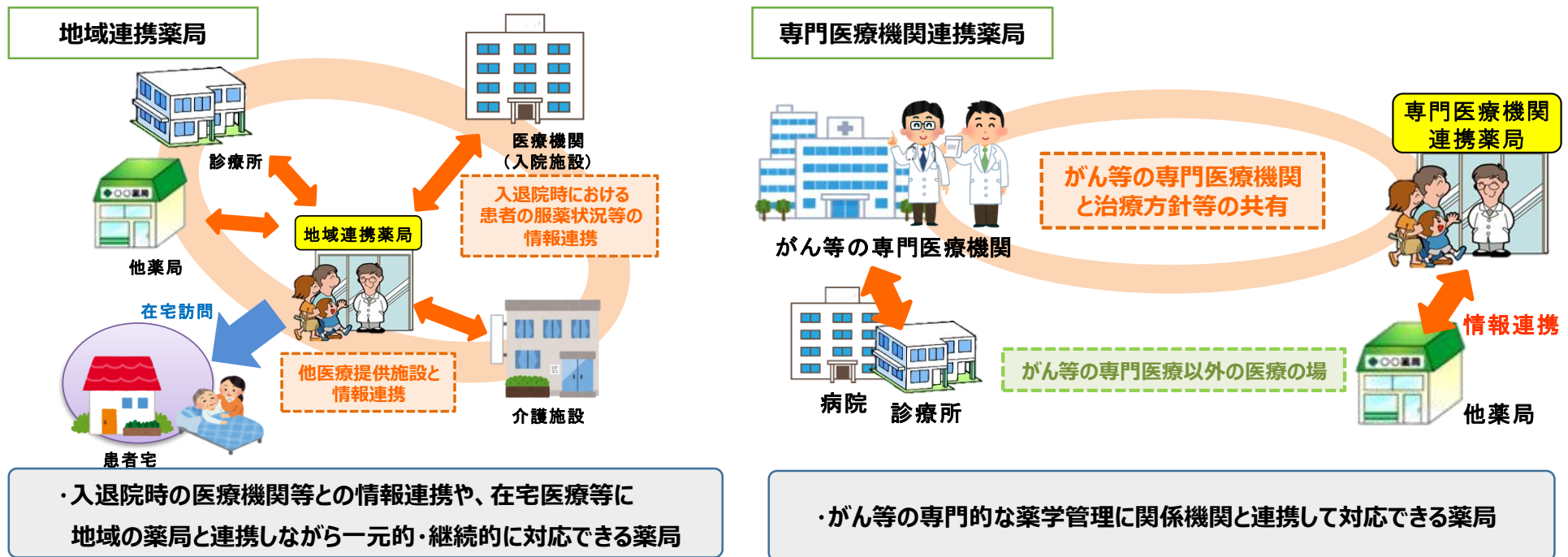
・外来で治療を受けるがん患者は、入院で治療を受けるがん患者の約1.5倍。



2 法改正の内容

- ◆ 令和元年12月4日に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第63号）が公布された。
- ◆ 令和3年8月より、薬局の基本的な機能に加えて、がん等の専門的な薬学管理に対応できるなど、特定の機能を備えた薬局を都道府県知事が認定する制度が開始される。【1年更新】
- ◆ 薬事審議会において、薬局の認定に係る事務を審議することが改正政令※に定められた。

※医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和2年政令第228号）



2 認定薬局の基準の概要

● 患者が安心して相談しやすい体制

<地域> 構造設備（プライバシーへの配慮、バリアフリーへの配慮）

<専門> 構造設備（個室等のプライバシーへの配慮、バリアフリーへの配慮）

● 医療提供施設（医療機関、薬局等）との連携体制（顔の見える関係づくり）

<地域> 地域包括ケアシステムの構築に資する会議への継続的な参加、
医療機関や薬局との情報共有の体制（外来、入退院、在宅）、
それを担保する実績（医療機関への情報提供の実績：月30回以上）

<専門> 医療機関（がん診療連携拠点病院等）との会議への継続的な参加、医療機関や薬局との情報共有の体制、
それを担保する実績（医療機関への情報提供の実績：がん患者の半数以上）

● 地域でいつでも相談・調剤できる体制への参加（薬局間の連携など）

<地域> 時間外の相談対応、休日・夜間の調剤対応、薬剤の提供、地域のDI室の役割、
特殊な調剤への対応（麻薬、無菌製剤処理）

<専門> 時間外の相談対応、休日・夜間の調剤対応、抗がん剤等の提供、
特殊な調剤への対応（麻薬）、抗がん剤等に係る地域のDI室の役割

● 一定の資質を持つ薬剤師が連携体制や患者に継続して関わるための体制

<地域> 常勤薬剤師の勤務体制（半数が継続1年以上勤務）、研修修了薬剤師（常勤薬剤師の半数修了）、
計画的な研修受講、医療安全対策

<専門> 常勤薬剤師の勤務体制（半数が継続1年以上勤務）、
がんの専門性を有する薬剤師、計画的ながんの専門性に係る研修受講、医療安全対策

● 在宅医療に対応する体制

<地域> 在宅訪問の実績（月2回以上、ただし、都道府県知事が別に定める場合にあつては月2回未満であつて
知事が定める回数以上）、医療機器・衛生材料の提供

(審議事項) 知事が定める地域連携薬局の認定基準について

地域連携薬局の基準において都道府県知事に裁量が認められている。(参考資料1)

【知事に裁量が認められている内容】

居宅等における調剤並びに情報の提供及び薬学的知見に基づく指導の実績について、過去1年間において月平均2回以上のところを、月平均2回未満の回数とすることができる。

地域の特段の事情により、当該地域において本規定を満たすことが困難であり、地域連携薬局の認定が進まないと都道府県知事が判断する場合に限る

(審議事項) 知事が定める地域連携薬局の認定基準について

○居宅等における調剤業務等について
月平均2回以上の実績がある薬局 (参考資料2)

(県内) 318

(県内の薬局数1,049)

≥

○厚生労働省の想定する地域連携薬局数

(県内) 176

日常生活圏域 (中学校区) ごとに
1薬局以上

※ 岐阜県薬局機能情報 (令和3年7月現在)

○事務局(案)

居宅等における調剤業務等について月平均2回以上の実績がある薬局は、国の想定する地域連携薬局数以上であることから、法で定める基準で対応してはどうか。

次回の審議会について

令和3年8月から令和4年7月までの1年間の薬局の認定状況について、令和4年度の審議会に報告する。